

令和7年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
24	10月21日	10月27日 11月7日	郵送	秘書広報課、観光振興課、総務課

提案内容

●済生会病院からの車いす専用バス・車両設立について

済生会病院に人工透析で通院している友人が、車いす対応の車両が1台しかなく乗りづらいと言っています。また、済生会からの帰りの便の予約も難しいようです。車いす専用の送迎バス・車両設立はできないでしょうか。

●市民の声提案箱窓口のペンについて

(市民の声提案箱のところに)いつもボールペンがあるのに、今日は鉛筆しかなく書きづらかったです。

●市役所庁舎へのエレベーターの設置について

市役所庁舎の外でも中でも、一時的に建て替えまでの間に2階へのエレベーター設置は無理でしょうか。道路の舗装工事も大事業ですが、老人や身体障害者の立場も少しはお考えお願いできないでしょうか。

●未使用のみなとーるの定期便利用について

使用していないみなとーるバス1台か2台の定期便の発車はないでしょうか。みなとーるは予約等難しい点が多いです。

●正面玄関設置の丸椅子について

(市役所正面)玄関の中の丸椅子は低く安定が悪いです。老人、身障者、松葉杖の人、歩行器の人は座りにくいです。市民課等の四角いいすがよいかと思います。

回答内容

○済生会病院からの車いす専用バス・車両設立について

現在、みなとーるの「車いす専用の送迎バス」導入予定はありませんが、車いすでの利用を希望される場合、産業部観光振興課(0859-47-1028)へ直接ご連絡ください。車いすが利用可能な車両(乗客定員4名)を手配し、予約を承ります。

○市民の声提案箱窓口のペンについて

普段から「市民の声提案箱」の設置場所にはボールペンを備えておりましたが、ご指摘のとおり、何らかの理由により当該ボールペンが紛失しておりました。現在は、紛失防止のため、ボールペンをひもで固定しております。

なお、今後同様にボールペンがないなどの理由により、記載することに不都合がある場合は、お近くの職員にお気軽にお声がけください。

令和7年度 市民の声提案箱 回答

○市役所庁舎へのエレベーターの設置について

年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、あらゆる人が安全・安心・快適に利用できるユニバーサルデザインの観点からエレベーターの設置は必要と認識しています。

しかし、現在の庁舎にエレベーターを設置する場合、庁舎（本庁舎、庁舎別館、第二庁舎）の構造上の問題や多額の費用が必要となることなどから、現時点では庁舎にエレベーターを設置する計画はありません。

現在、庁舎建て替えについての協議を進めており、建て替えを行う場合、エレベーターの設置は必要と認識しています。

庁舎2階または3階の窓口（部署）で手続き等が必要な場合は、担当部署の職員が1階の受付場所で対応しますので、遠慮なくお申し付けください。

エレベーターの未設置により、ご不便等をおかけしていますが、何卒、現状についてのご理解をお願いいたします。

○未使用のみなとーるの定期便利用について

現時点でのみなとーるの定期便運行の予定はございません。予約が難しいとお考えでしたら、直接、観光振興課にご連絡ください。担当職員が予約方法等について、丁寧に説明します。

また、スマートフォンでの予約方法も、スマホ教室や観光振興課窓口でご案内します。

今年4月からの本格運行開始に伴い、ご不便な点、至らない点もあるかと思いますが、「みなとーる」の導入により、以前の「はまる一ふバス」と比べて、市民の皆様には、より便利に利用していただいているものと認識しております。

引き続き「みなとーる」のご利用をお願いいたします。

○正面玄関設置の丸椅子について

市役所正面玄関の中に置いてある丸椅子は、夏の暑い時期に外で「みなとーる」を待つ方が少しでも涼しい場所で待てるよう、一時的に置いたものです。

現在でも使用されている方がおられるため、暑い時期を過ぎても置いており、今後も置いておく予定です。

スペースに限りがあり、できるだけ多くの方が座れるよう丸椅子を置いておりますが、丸椅子をご利用しにくい場合は、1階ロビーの長椅子をご利用いただいても構いません。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解をお願いいたします。

令和7年度 市民の声提案箱 回答

番号	受付日	回答日	回答方法	担当課
25	10月27日	11月7日	メール	管理課

提案内容

●道路上や植栽のごみについて
DIOに接する南の道路の中央分離帯の植栽内にあるごみを回収してほしい。
また、そこから南にあるファミリーマート周辺に至るまでの道路の植栽内にもごみが目立つ。大型客船で来日された外国人も歩く道なので、景観にも目が行き届くような維持管理をしてほしい。

回答内容

当該道路は鳥取県の管理する道路のため、管理者である鳥取県西部総合事務所米子県土整備局維持管理課に内容をお伝えしたところ、10月30日にごみを回収し、今後は街路樹の維持管理のみでなく、ごみの回収についても注視すると回答をいただきました。